



令和7年度世田谷区 エコ住宅補助金 のご案内

令和7年4月1日印刷 Ver.1

注意点

令和7年度より、問い合わせ先および申請書の提出先が下記に変更となり、エコ住宅補助金専用の電話窓口を設置しましたので、お問い合わせの際は下記へご連絡下さい。

なお、窓口での申請の受付・お問い合わせは今年度より終了いたしますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

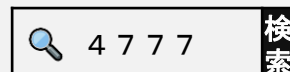
世田谷区 気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口

TEL ☎：03-5432-2070 FAX：03-6432-7981
月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始除く）

【申請書の提出先】（※申請は郵送のみ）

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 集約執務室 宛て

補助制度の詳細及び申請に必要な各様式は区のホームページからご確認いただけます。トップページの検索メニューから、ページID「4777」を入力し検索いただくか、右記二次元コードをご利用ください。



<目次>

1. 補助金を申請できる方	P.1
2. 補助対象メニュー、上限金額、対象住宅、対象事業者	P.1
3. 申請のタイミング	P.2
4. 申請受付期間	P.2
5. 工事完了日及び機器の購入期間	P.2
6. 申請から交付までの流れ	P.3
7. 申請書類の提出先	P.3
8. 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類	P.4～11
9. その他 注意点	P.12
10. 増築・改築・修繕の工事等に関する相談先	P.12
11. 国と都、その他助成金等	P.13
12. 問合せ先	P.13
～申請手順～申請時にご活用ください	P.14

<令和7年度の主な改定内容>

主な変更点（1）問い合わせ先および申請書提出先の変更

・問い合わせ先は以下に変更となります。

世田谷区 気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口 TEL：03-5432-2070

・申請書の提出先は以下の宛先に変更となります。全ての書類を揃えた上でご申請ください。

提出先：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 集約執務室 宛て

※窓口での申請の受付、お問い合わせの対応は行っておりませんのでご注意ください。

主な変更点（2）補助金の交付要件を拡充

これまで申請ができる方を補助対象住宅の所有者と限定していましたが、所有者でなくても交付要件を満たせば申請可能となりました。詳細な要件は本資料の内容をご確認ください。

主な変更点（3）一部既存メニューの改廃

補助金事業の見直しにより、高効率給湯器、家庭用燃料電池、定置型蓄電池システム、小型ポータブル蓄電池については、補助メニューから削除となりました。また、太陽光発電システムの設置については、助成要件が区内事業者への限定となりました。

主な変更点（4）新規メニューの追加

補助額の上乗せを行う再エネ電気上乗せ補助（単独申請不可）を新たに追加しました。補助メニューの要件や補助金額等の詳細については本資料の内容をご確認ください。

1 補助金を申請できる方（次の①～⑩の共通条件を満たす必要があります。）

- ①世田谷区に住民登録がある個人であること。（法人は対象外です。）
- ②助成対象工事費用の支払者であること。
- ③世田谷区内に店舗、営業所などを置く施工業者（個人事業者を含む）と契約し、施工すること。
※太陽熱ソーラーシステム・温水器は区外事業者も補助の対象です。
- ④申請する建物が区内に存する住宅であること。
- ⑤申請する建物が建築基準法令に適合していること。
- ⑥補助対象メニューのうち、いずれかの工事を実施し、機器の種類、評価基準などを満たすこと。
- ⑦申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けていない（又受けようとしていない）こと。
- ⑧令和7年度エコ住宅補助金の申請をしていないこと。
※申請は、同一年度につき1回のみとなります。
※令和7年度に複数のメニューの申請をご希望の場合、全ての書類を揃えたうえでご申請ください。
- ⑨特別区民税・都民税の滞納がないこと。
- ⑩申請する建物に他の者（申請者以外の者）が所有する部分がある場合、助成対象工事の実施および本申請を行うことについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得られていること。

2 補助対象メニュー、上限金額、対象住宅、対象事業者

補助対象メニュー		補助金額	上限金額	対象住宅	対象事業者
ア	断熱材の設置（外気等に接する部分）	工事経費の10%	合計 40万円 合計 30万円 合計 20万円	既存住宅	区内事業者
イ	太陽光発電システム（太陽光パネル）	1kW×3万円 （小数点2位以下切捨て）		既存・新築住宅	
ウ	太陽熱ソーラーシステム・温水器	20万円／台			
エ	窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）	1窓（一連の窓）あたり 15,000円		既存住宅	区内事業者
オ	高断熱ドアの設置	1ドアあたり15,000円			
カ	高断熱浴槽	70,000円／台			
キ	屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え）	1住戸あたり10万円			
ク	住宅の外壁改修（外壁塗装） （単独申請不可）※1	1住戸あたり3万円			
ケ	再エネ電気上乘せ補助 ※2	1万円／世帯			

※1 住宅の外壁改修はア～キのいずれかと併せて工事を行う場合に申請可能です。

※2 再エネ電気上乘せ補助は、ア～クの補助メニューを申請する際に、再エネ電力に切り替えた場合に併せて申請可能です。

※補助対象となる工事の条件

<新築住宅>

- ・新築工事完了時点で対象機器の設置がされていること。

<既存住宅>

- ・建物竣工以後の改修工事や機器の交換・設置に限る。

3 申請のタイミング

契約・工事完了後及び機器の購入・設置後に申請してください。

4 申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月末日（必着）まで

※予算の執行状況によっては、申請受付期間の途中で受付を終了する場合があります。
※申請に必要な書類（P.4～11）を全て揃えた上でご申請ください。

5 工事完了日及び機器の購入期間

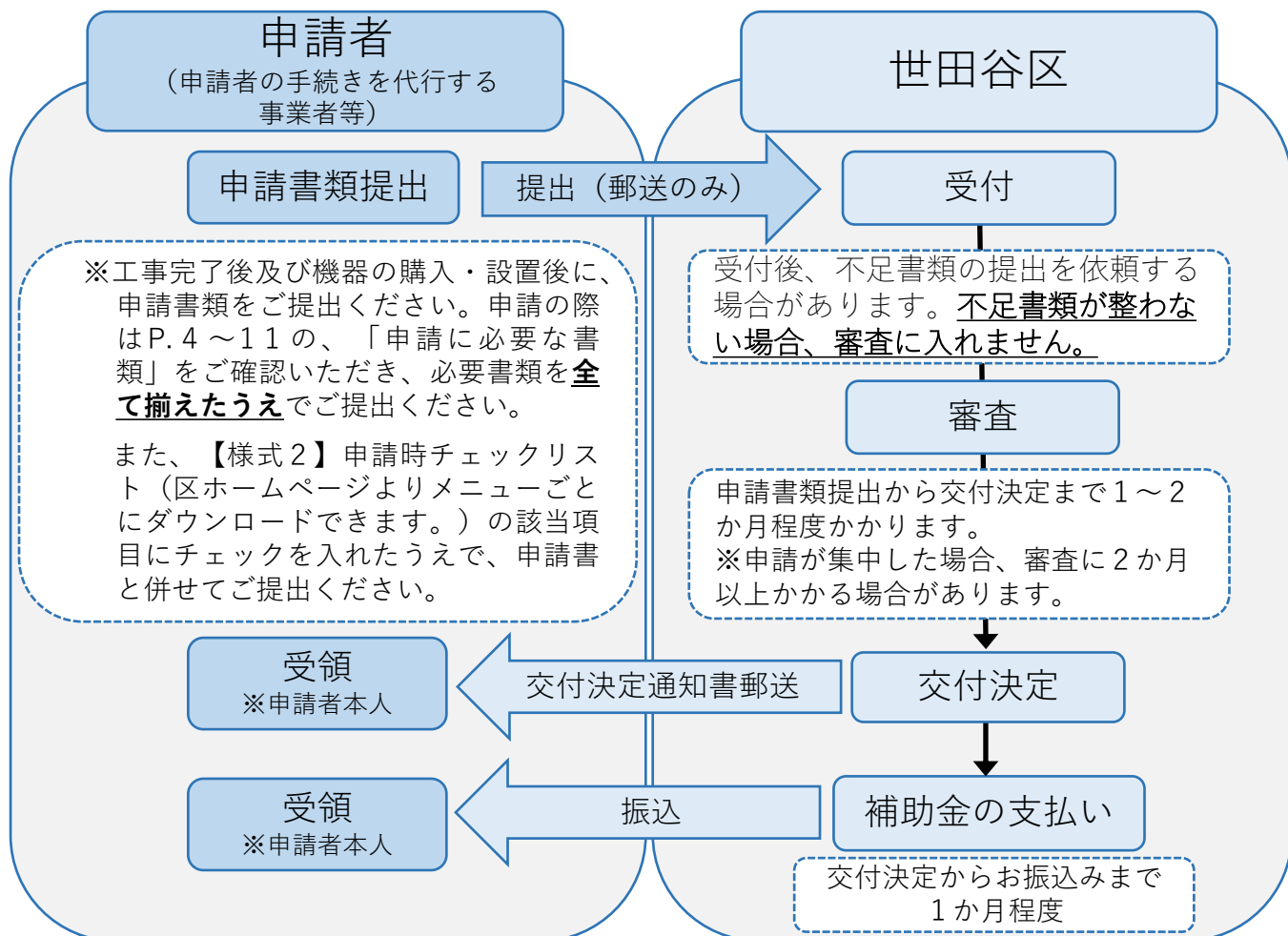
補助対象メニュー		工事完了日及び機器の購入期間 (ケ 再エネ電気上乘せ補助については電力の契約日)
ア	断熱材の設置（外気等に接する部分）	令和7年4月1日から令和8年2月末日まで
イ	太陽光発電システム（太陽光パネル）	
ウ	太陽熱ソーラーシステム・温水器	
エ	窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）	
オ	高断熱ドアの設置	
カ	高断熱浴槽	
キ	屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え）	
ク	住宅の外壁改修（外壁塗装） （単独申請不可）※1	
ケ	再エネ電気上乘せ補助 ※2	令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

※1 住宅の外壁改修はア～キのいずれかと併せて工事を行う場合に申請可能です。

※2 再エネ電気上乘せ補助は、ア～クの補助メニューを申請する際に、再エネ電力に切り替えた場合に併せて申請可能です。

6 申請から交付までの流れ

- ・申請は郵送のみです。（提出先：東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 集約執務室 宛て）
- ・郵送による遅延・不着等の責任は負いかねますので、予めご了承下さい。



7 申請書類の提出先

- ・申請書類送付の際は、下記の「宛先票」を切り取り封筒に貼り郵送することが可能です。ぜひご利用ください。

宛先票

〒154-8504
東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
集約執務室 宛て

令和7年度エコ住宅補助金の申請書類在中

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ア 断熱材の設置（外気等に接する部分）

メニューごとの条件

- ① 1つ以上の居室において、外気等に接する全ての部分について、断熱材を設置すること。
- ② 使用する断熱材の熱抵抗値がそれぞれ基準を満たすこと。
改修する部位（屋根、天井、外壁）：熱抵抗値（R値）2.7以上
改修する部位（床）：熱抵抗値（R値）2.2以上
 - ・ 熱抵抗値＝断熱材の厚さ÷熱伝導率の値（小数点二位切り捨て）
 - ・ 単位：熱抵抗値（ $\text{m}^2\text{K/W}$ ）、断熱材の厚さ（mm）、熱伝導率（ $\text{W/m}\cdot\text{K}$ ）
- ③ 北海道環境財団に登録されている断熱材であること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
※領収書内訳書には、平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように【参考様式1】を用いて断熱材の厚み、熱伝導率を記載してください。（熱抵抗値（ $\text{m}^2\text{K/W}$ ）が自動計算されます。）
- ・ 平面図
※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 断熱材の仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 断熱材が北海道環境財団に登録されていることがわかるものの写し
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書）【参考様式2】
※施工会社又は販売会社が作成したものがが必要です。
- ・ 断熱材の出荷証明書の写し
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

イ 太陽光発電システム（太陽光パネル）の設置

メニューごとの条件

- ①システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けたものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。
- ③設置にあたっては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※太陽光発電システム設置に係る費用、メーカー名、型番、型番ごとの枚数、出力（kW）を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 太陽光パネル（モジュール）の割付図
※設置する太陽光パネル（モジュール）の全ての枚数が分かるものをご提出ください。
※太陽光パネルの合計出力（kW）を記載してください。
- ・ 太陽光発電システムのメーカー名、仕様等が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けていることが確認できるものの写し
- ・ 太陽光発電パネル設置後の全景写真
※設置した太陽光パネル（モジュール）の全ての枚数が分かる写真をご提出ください。
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ パワーコンディショナ設置後の全景写真
- ・ 太陽光発電システムの設置完了日が確認できるものの写し
（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- ・ 太陽光パネル（モジュール）の出荷証明書（モジュールの製造番号がはいったもの）の写し
（モジュールの製造番号が記載されていない場合は「出力対比表」または「モジュールの製造番号シールを台紙に貼りつけたもの」等を追加でご提出ください。なお、出荷証明書が用意できない場合は、型番と数量が記載された保証書でも出荷証明書の代わりとすることができます。）
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ウ 太陽熱ソーラーシステム・温水器の設置

メニュー の条件

- ①一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定又は一般社団法人ソーラーシステム振興協会の「優良ソーラーシステム認証」を受けたものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※太陽熱ソーラーシステム・温水器設置に係る費用、メーカー名、型番を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 太陽熱ソーラーシステム・温水器のメーカー名、仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定又は一般社団法人ソーラーシステム振興協会の「優良ソーラーシステム認証」を受けていることが確認できるものの写し。
- ・ 太陽熱ソーラーシステム・温水器設置後の全景写真
※集熱器（集熱パネル）、蓄熱槽及び補助熱源機のそれぞれの設置状況がわかるもの
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ メーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書、保証書等）
- ・ 太陽熱ソーラーシステム・温水器設置完了日が確認できるものの写し
（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

エ 窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）

メニューごとの条件

【二重窓】

- ①二重窓、二重サッシの取付けをいう。
- ②対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。
1居室全ての窓改修と同時にほかの居室又は非居室（廊下、玄関その他）の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修でも可。

【複層ガラス】

- ①複層ガラスの取り付けをいう。
- ②一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであること。
- ③対象居室は1居室から申請可。ただし、対象居室の窓は全て施工すること。
1居室全ての窓改修と同時にほかの居室又は廊下、玄関その他の非居室の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修でも可。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。
※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください。（工事一式等は不可）
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 平面図
※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 設置する窓のメーカー名、仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）・北海道環境財団に登録されている複層ガラスであることがわかるものの写し
※二重窓、二重サッシとして申請する場合は提出不要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書）【参考様式2】
- ・ 窓の設置後の写真
※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。
※【参考様式3】写真提出用台紙に貼りつけてご提出ください。
- ・ メーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書、納品書等）
※二重窓、二重サッシとして申請する場合は提出不要です。
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

オ 高断熱ドアの設置

- メニューごとの条件
- ①外気に接するドアについて、高断熱ドアを設置すること。
 - ②熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のドアであること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※平面図に記載の改修箇所番号と整合がとれるように助成対象経費に係る内訳を記載してください。
※領収書内訳書は工事内容の詳細な金額を明記してください。(工事一式等は不可)
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 平面図
※改修箇所が分かるようにマーキングし、領収書内訳書と整合がとれるように改修箇所番号を記載してください。
- ・ 設置する高断熱ドアのメーカー名、仕様が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
※製品のカタログ等により熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であることが明記されているものがが必要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し(工事完了報告書、保証書等)【参考様式2】
- ・ 高断熱ドアの設置後の全景写真
※領収書内訳書と整合がとれるように、改修箇所番号を記載してください。
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ メーカーが発行した商品の仕様(メーカー名・型番・型式等の記載があるもの)が分かるものの写し(出荷証明書、納品書、保証書等)
- ・ 建物の登記事項証明書(原本／コピー可)(法務局でご申請下さい)
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
(運転免許証、マイナンバーカード又は住民票(原本・コピー可))
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
(裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。)
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

カ 高断熱浴槽の設置

メニューごとの条件

- ①製品のカatalog等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。

申請に必要な書類

(注) 提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※高断熱浴槽の設置に係る費用、メーカー名、型番を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 高断熱浴槽のメーカー名及び仕様等が確認できるプランニングシート又はカatalog、パンフレット等の写し
※製品のカatalog等により「高断熱浴槽」であることが明記されているものがが必要です。
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- ・ 浴室の搬入時または施行中の断熱材が確認できる写真
※上記が無い場合には、浴室ドア内側上部のシリアルナンバーまたは型番・型式が明確に読み取れる写真、およびメーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書、保証書、納品書等）
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 浴室を含む浴室全体の写真
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

キ 屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え、カバー工法） ク 住宅の外壁塗装

メニューごとの条件

【屋根の高反射改修】

- ①日射反射率（近赤外線）50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。
※葺き替え、カバー工法については、日射反射率（近赤外線）50パーセント以上の屋根材を使用すること。
 - ②屋根又は屋上の施工であり、太陽光発電システム、太陽熱ソーラーシステム及び太陽熱温水器の設置箇所を除く全面的施工であること。
- #### 【住宅の外壁塗装】（単独申請はできないため、ア～キのいずれかの補助対象メニューと併せて工事を行う場合に申請可能です。）
- ①住宅の外壁の塗装工事をいう。
 - ②全面的施工であること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※改修工事に係る費用内訳金額を記載してください。（工事一式等は不可）
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 屋根に使用する塗料又は屋根材のカatalog、パンフレット等の写し
※使用する塗料又は屋根材が日射反射率（近赤外線）50%以上であることが確認できるようにしてください。
※外壁塗装の場合は不要です。（外壁に関しては指定材料はありません）
- ・ 工事完了日が確認できるものの写し（工事完了報告書等）【参考様式2】
- ・ 一連の施工状況写真（施工前、施工工程、施工後）
※【参考様式3】写真提出用台紙に貼りつけてご提出ください。
【屋根について】
※施工前、施工後の写真は、屋根のできるだけ広範囲が写った写真を1枚以上ご提出ください。
※屋根塗装の施工工程写真は、下塗り、中塗り、上塗りの状況が確認できるものをご提出ください。
※施工工程写真が無い（又は不備がある）場合は、施工会社が作成する施工完了証明書（押印必須）【参考様式4】をご提出ください。
【外壁について】
※施工前写真は、建物全景が写った写真（1方向以上）をご提出ください。
※施工工程写真は、下塗り、中塗り、上塗りの状況が確認できるものをご提出ください。
※施工後の写真は、足場を撤去した後の建物全景が写った写真（1方向以上）をご提出ください。
※施工工程写真が無い（又は不備がある）場合は、施工会社が作成する施工完了証明書（押印必須）【参考様式4】をご提出ください。
- ・ 屋根塗装の場合、使用した塗料のラベルの文字がはっきりわかる缶（会社名、品名、色、ロットNo.）の写真
- ・ 屋根の葺き替え、カバー工法の場合、屋根材に添付されている材料の仕様が分かるラベル等の写真
- ・ メーカーが発行した商品の仕様（メーカー名・型番・型式等の記載があるもの）が分かるものの写し（出荷証明書等）
※使用した塗料のラベルの文字がはっきりわかる缶（屋根塗装の場合）や屋根材に添付されている材料の仕様が分かるラベル（屋根の葺き替え、カバー工法の場合）等の写真がある場合は提出不要です。
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの ※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ケ 再エネ電気上乘せ補助

メニューごとの条件

エコ住宅補助メニュー（ア～ク）の改修に合わせて、補助対象住宅の電力を再エネ100%電力に切り替えることで補助額の上乗せを行います。

※申請はエコ住宅補助メニュー（ア～ク）の申請者と電力の契約者が一致する場合に限りです。

①単独申請できないため、住宅の外壁塗装以外のいずれかの工事を申請する場合に限り、併せて申請が可能。（補助額は補助上限にかかわらず1万円の上乗せ補助となります。）

②再生可能エネルギー100%電力ではないメニューから再生可能エネルギー100%電力に切り替える契約であること。

③以下のウェブサイトに掲載された環境省が認定している「再エネ100%電力メニュー」であること。

▶<https://www.env.go.jp/air/100.html>

（【手法2】再エネ電力メニューについての項目から、「・再エネ100%電力メニュー一覧」をクリックし、確認してください。）

④これまでに区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金（令和5年度再エネポイントアクション、令和6年度再エネポイントアクション）、もしくは、世田谷区再エネ切替事業において世田谷区の認定を受けたパートナー企業が実施する電気料金の割引又はポイントの還元等を受けていないこと。（また受けようとしていない）

（世田谷区再エネ切替事業における世田谷区の認定を受けたパートナー企業が実施する電気料金の割引又はポイントの還元等については以下のウェブサイト内に掲載されています。）

▶<https://uchikara-setagaya.com/renewable/>

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、ア～クの補助メニューの申請と合わせて申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 導入した再生可能エネルギー100%電力の電力需給契約書等の写し
（契約内容のお知らせ、電気受給契約内容の確認書等）

※導入した再生可能エネルギー100%電力のメニュー名称、電気事業者名、契約者、電力の供給先の所在地、契約開始日等の契約内容が分かるものの写し

※電力の供給先の所在地が、併せて申請するア～クの工事の補助対象住宅の所在地と一致していること。

- ・ 供給地点特定番号がわかるものの写し（検針票や請求書等）

※電力需給契約書等に記載がある場合は提出不要です。

（供給地点特定番号は電気の供給地点を特定するために電力会社が発行する22桁の識別番号です）

- ・ 導入したメニューが環境省が認定している「再エネ100%電力メニュー」であることがわかるものの写し

※下記ウェブサイトに掲載された環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューであることが分かるよう、画面または一覧リスト等をご提出ください。（なお、環境省の認定メニューは随時更新されます）

▶<https://www.env.go.jp/air/100.html>

- ・ 申請者の住所・生年月日が確認できるものの写し

（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））

※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。

※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。

（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）

- ・ その他、区長が必要と認めるもの

※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

9 その他 注意点

- (1) フリクションペン等、消えるボールペンで記載された書類は受付できません。
- (2) 申請者、契約者、支払者がそれぞれ異なる場合は受付できません。
- (3) 申請受付期間に関わらず、予算の執行状況により年度の途中で受付を終了する場合があります。
- (4) **補助対象工事状況や、機器の設置状況及び稼働状況について、補助金交付決定の前後に現地調査を行う場合があります。**
- (5) 補助金を受けたときは、アンケートや施工前後の使用状況に係るデータの提供等の協力を求めることがあります。

- (6) 補助対象設備の設置に当たっては、下記ガイドブック等を参考に、近隣への迷惑にならないようご配慮ください。

※太陽光発電システム（太陽光パネル）の設置

環境省発行「[太陽光発電の環境配慮ガイドライン](#)」

- (7) 補助金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、補助金額の一部変更または、返還を求める場合があります。
 - ・虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
 - ・補助金の交付決定の内容や、条件、要綱の規定に違反したとき
 - ・区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき
- (8) ご提出いただいた書類は原則返却できません。
- (9) 必要書類に加え、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。
- (10) 国や東京都の補助事業との併用は可能です。
- (11) 過去に当補助金の交付を受けた同一の工事・機器の設置に関する補助金の二重申請はできません。
- (12) 補助金の交付件数や残額等についてはお答えできかねます。補助金が少なくなりましたら区のホームページでお知らせいたします。

10 増築・改築・修繕の工事等に関する相談先

■世田谷区住宅相談連絡協議会

世田谷区と「住宅修改築業者あっせん制度」に関する協定を結び、住宅の増築・改築・修繕などの区内業者を紹介しています。

【受付窓口】

電話：03-3413-3046 受付：月～金／9時～17時



1 1 国と都、その他助成金等

(以下の各補助金は、時期により内容に変更がある場合があります。詳細は各窓口にお問い合わせ下さい。)

国の補助金

■住宅省エネ2025キャンペーン■ (国土交通省、環境省、経済産業省)

「子育てエコホーム支援事業」(国土交通省)：ZEHレベル基準の新築住宅、省エネルギーフォーム等を幅広く支援。
「先進的窓リノベ事業」(環境省)：断熱性能の窓に交換するリフォームに対して支援。
「給湯省エネ事業」(経済産業省)：省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に支援。
「賃貸集合給湯省エネ事業」(経済産業省)：賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入を支援。

【問い合わせ窓口】 受付時間9：00～17：00 (土・日・祝含む)

ナビダイヤル：0570-022-004
IP電話等からのご利用の場合：03-6629-1601

■既存住宅における断熱リフォーム支援事業■ (環境省)

【問い合わせ窓口】 受付時間 平日10：00～17：00

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 電話：011-206-1573

都の補助金

住宅の断熱・省エネや再エネ設備に係る各種補助制度、太陽光発電に関する一般的なお問い合わせを以下の総合電話相談窓口において受け付けています。

【総合相談窓口 (家庭向け)】

公益社団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)
TEL03-5990-5236 受付時間：平日 9：00～17：00

住宅金融支援機構の融資

■グリーンリフォームローン■ (省エネ工事のためのリフォームローン)

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】 土日も営業しています。

電話：0120-0860-35 (通話無料) 受付時間：9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く。)
電話：048-615-0420 (通話料金がかかります。)

世田谷区の助成制度 (同じメニューは原則として適用できません。)

【高齢者向け住宅改修助成、介護保険の住宅改修費の支給】

内 容	日 時	お問い合わせ先
◆高齢者の住宅改修助成相談 (所得制限・限度額あり)	月～金曜日 (年末年始及び祝日 は除く)	各総合支所 保健福祉センター 保健福祉課地域支援
◆介護保険の住宅改修費の支給 申請	8：30～17：00	世田谷 ☎5432-2850 FAX5432-3049 北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813 玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661 砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796 烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154

【生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成制度】

担当窓口：みどり政策課 (03-6432-7905)

【雨水タンク、雨水浸透施設に関する助成制度】

担当窓口：豪雨対策・下水道整備課 (03-6432-7963)

1 2 問合せ先

世田谷区 気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口
TEL☎：03-5432-2070 FAX：03-6432-7981

～申請手順～
申請時にご活用
ください

START

はい

……… いいえ

世田谷区民ですか？

はい

……… いいえ

工事費用の支払者ですか？

申請する建物は区内の住宅ですか？

新築住宅

※新築工事完了時点で対象機器の
設置がされていること。

既存住宅

※建物竣工以後の改修工事や機器
の交換・設置に限る。

対象メニュー

【太陽光発電システム（太陽光パネ
ル）】
【太陽熱ソーラーシステム・温水器】

対象メニュー

【断熱材の設置（外気等に接する部分）】
【太陽光発電システム（太陽光パネル）】
【太陽熱ソーラーシステム・温水器】
【窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）】
【高断熱ドアの設置】
【高断熱浴槽】
【屋根の高反射改修（屋根塗装、葺き替え）】
【住宅の外壁改修（外壁塗装）】
※単独申請不可

※【太陽熱ソーラーシ
ステム・温水器】は本
店支店の場所は問いま
せん。

施工業者は世田谷区内に本店支店がありますか？

設置工事、機器の購入は令和7年4月1日以降に終わっている。

令和7年度エコ住宅補助金の申請をしていないこと。
※申請は、同一年度につき1回のみとなります。

申請する工事と同一の工事について区の他の補助金を受けたこと（又は今後受ける予定）はない。

申請者は特別区民税・都民税の滞納はない。

申請対象者です
必要書類をご提出ください。（P.4～11参照）

申請対象外です。
（申請できません）